

令和2年12月25日、日置市農業委員会会長馬場恵三郎は、令和2年度12月総会を日置市役所東市来支所4階第4会議室に召集した。

〈 会議に付した議案 〉

報告第 2号 農地等の現況に係る報告審議について	(1件)
議案第54号 農地転用事業計画申請書審議について	(1件)
議案第55号 農地法第3条許可申請書審議について	(8件)
議案第56号 農地法第5条許可申請書審議について	(11件)
議案第57号 農用地利用集積計画審議について	(39件)
議案第58号 非農地証明願出書審議について	(1件)

〈 出席委員 〉 (19人)

1番 馬場 恵三郎 (会長・議長)	2番 奥 和俊	3番 池畑 正治
4番 日高 格一	5番 迫 千穂子	6番 重水 賢治
7番 馬場 五男	8番 山口 義廣	9番 野元 政博
10番 楠 眞憲	11番 東 芳男	12番 横山 義春
13番 地頭所 忠一	14番 池田 初男	15番 今屋 政市
16番 黒葛 クルミ	17番 今村 壽久	18番 末永 義弘
19番 春成 勝美		

〈 欠席委員 〉 (0人)

〈 出席推進委員 〉 (13人)

20番 佐藤 洋三	21番 東峯 満	22番 松崎 秀樹	23番 下池 健悟
24番 本村 敏英	25番 松崎 弘安	26番 瀧聞 隆男	27番 中玉利 一朗
28番 鳩野 哲盛	29番 檜物 茂広	30番 西園 賢一郎	31番 鶴田 浩志
32番 田中 宏和	33番 藤崎 善行	34番 永野 彰一	

〈 欠席推進委員 〉 (2人)

21番 東峯 満	33番 藤崎 善行
----------	-----------

〈 事務局等出席者 〉

農業委員会事務局

事務局長	上之原 誠	次長兼農業振興係長	石塚 健一
農地調整係長	小園 和仁	農業振興係	内 智富美
農地調整係	梶村 海斗		

( 開会 9時00分 )

会長 ただいまから、令和2年度12月定例総会を開会します。  
本日の出席委員は19名中19名で、農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定する過半数を満たしておりますので、総会は成立しております。  
また、推進委員が14名出席しております。  
それでは、お手元の総会議事日程に従いまして、進行させていただきます。  
まず、日程第1、「議事録署名委員の指名」を行います。日置市農業委員会総会会議規則第13条の規定により、議事録署名委員として、14番「池田 初男」委員と、15番「今屋 政市」委員を指名させていただきます。

会長 次に、日程第2、報告第2号「農地等の現況に係る報告審議」を議題とします。  
事務局の説明を求めます。

事務局 資料の1頁をご覧ください。1件です。  
番号1の農業委員会の取り扱いは非農地です。  
なお、処理期限の関係上、法務局へは報告済です。  
説明を終わります。ご審議よろしくお願ひします。

会長 現地調査員の報告をお願いします。  
7番 報告第1号の番号1について報告いたします。  
令和2年11月30日、私と正の馬場会長は事務局職員と現地調査を行いました。  
当該農地の現況は非農地相当です。  
現況地目は原野及び山林です。  
以上、調査委員で意見の一致をみましました。報告を終わります。

会長 はい、ありがとうございます。何かご質疑等ございませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑ございませんので、報告第2号農地等の現況に係る報告審議を終わります。

次に、日程第3、議案第54号「農地転用事業計画変更申請書審議」を議題といたします。  
また、日程第4、議案第55号「農地法第3条許可申請書審議」の番号8が関連しますので、合せて審議いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 資料の3頁をご覧ください。1件です。  
番号1は、資料6頁議案第55号農地法第3条許可申請書審議の番号8と関連がありますので、合わせて説明いたします。

本申請は、平成22年7月26日付指令農振第5号276で農地法第5条の規定により許可を受けた転用事業計画を変更するため、申請がなされたものです。

変更理由について、当初、申請者は貸家を建築予定でありましたが、家庭の事情により妻が承継者となり、承継者の要望により畑として利用していきたいとのことであります。

以上、農地法に係る事務処理要領の規定に該当するので、議案第54号農地転用事業計画変更申請書審議については承認要件を、また、議案第55号農地法第3条許可申請書審議の番号8については、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可要件を満たしていると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしくお願ひします。

会長 現地調査員の報告をお願いします。

18番 議案第54号の番号1と、議案第55号の番号8については、一括して報告いたします。  
令和2年12月21日、私と副の松崎(弘)委員は、申請人代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。

農地の現況は耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、議案第54号の番号1については、農地法に係る事務処理要領の規定に該当するので承認相当、議案第55号の番号8については、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

会長 はい、ありがとうございました。許可相当との報告をいただきました。何かご質疑等は、ございませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ございませんので、議案第54号の案件と関連する議案第55号の番号8について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第54号の案件と関連する議案第55号の番号8について、許可することに決定しました。

会長 次に、日程第4、議案第55号農地法第3条許可申請書の番号8以外の審議を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 まず、総会資料の訂正をお願いいたします。5頁の議案第55号農地法第3条許可申請書審議の番号4です。経営面積が489㎡の部分をも、046㎡に訂正をお願いいたします。

次に、38頁の議案第57号農用地利用集積計画審議です。こちらは差し替を皆様の机に置いてありますので、審議の際はこちらをご覧くださいますようよろしくをお願いいたします。

それでは、説明に入ります。5頁から14頁をご覧ください。7件です。

番号1の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は635㎡、作物は果樹です。

番号2の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は328,376㎡、作物は茶です。

番号3の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は45,821㎡、作物は甘藷です。

番号4の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は2,396㎡、作物は野菜です。

番号5の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は8,033㎡、作物は果樹です。

番号6の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は11,243㎡、作物は水稻です。

番号7の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は3,034㎡、作物は水稻です。

番号8については、議案第54号で審議いたしましたので省略いたします。

以上、計7件、権利取得後の経営面積は下限面積以上であり、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可要件を満たしていると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしく申し上げます。

会長 現地調査委員の報告をお願いします。

2番 議案第55号の番号1について報告いたします。

令和2年12月23日、私と副の松崎(秀)委員は、申請人代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。

農地の現況は重機等で耕作できる農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

4番 議案第55号の番号2について報告いたします。

令和2年12月19日、私と副の佐藤委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。農地の現況は耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、農地所有適格法人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

5番 議案第55号の番号3について報告いたします。

令和2年12月21日、私と副の野元委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。農地の現況は耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

10番 議案第55号の番号4について報告いたします。

令和2年12月22日、私と副の地頭所委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。農地の現況は耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

12番 議案第55号の番号5について報告いたします。

令和2年12月22日、私と副の瀧間委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。農地の現況は耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

12番 議案第55号の番号6について報告いたします。

令和2年12月22日、私と副の瀧間委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。農地の現況は耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

17番 議案第55号の番号7について報告いたします。

令和2年12月20日、私と副の本村委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。農地の現況は草刈り等で耕作できる農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

会長 はい、ありがとうございました。議案第55号の番号8以外の案件について許可相当との報告をいただきました。何かご質疑等ございませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑がございませんので、議案第55号の番号8以外の案件について許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数ですので、議案第55号の番号8以外の案件について許可することに決定しました。

次に、日程第5、議案第56号農地法第5条許可申請書審議を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 資料の15頁をご覧ください。11件です。

番号1の転用目的は、太陽光発電施設、権利種別は賃借権設定です。

番号2の転用目的は、太陽光発電施設、権利種別は賃借権設定です。

番号3の転用目的は、牛舎、権利種別は使用賃借権設定です。

番号4の転用目的は、運動場、権利種別は所有権移転です。

番号5の転用目的は、建売住宅、権利種別は所有権移転です。

番号6の転用目的は、利用土及び資材仮置場、権利種別は賃借権設定です。

番号7の転用目的は、新車及び中古車展示場、権利種別は所有権移転です。

番号8の転用目的は、一般住宅、権利種別は所有権移転です。

番号9の転用目的は、資材置場、権利種別は所有権移転です。

番号10の転用目的は、一般住宅、権利種別は所有権移転です。

番号11の転用目的は、通路、権利種別は所有権移転です。

なお、番号1及び番号11については転用済みのため、また番号2、番号9については、一部転用済みとなっているため、それぞれ始末書がついております。

番号4については、現在駐車場として使用しているため、始末書がついております。

なお、東側隣接地の宅地4042-7、4067-9（2筆計114.98㎡、実測値84㎡）と一体利用し、全体面積としては345.98㎡（実測値201㎡）となります。

番号5については、北側隣接地の宅地460-5の一部767.22㎡のうち288.42㎡と一体利用し、全体面積としては503.70㎡となります。

番号10については、面積が560㎡で、一般住宅建築の概ね500㎡を超えておりますが、進入路もあり有効面積が460㎡となる理由書がついております。また、事前着手のため始末書がついております。

以上、計11件、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可要件を満たしていると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしく申し上げます。

- 会長 現地調査員の報告をお願いします。
- 2番 議案第56号の番号1について報告いたします。  
令和2年12月23日、私と副の松崎（秀）委員は、申請人代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。  
当該農地の現況は非農地相当です。  
農地の区分については、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない、約2.0haと小集団の生産性の低い農地であるので、第2種農地のその他の農地と判断しました。  
資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。  
許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。  
転用事業面積の妥当性は、妥当です。  
災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。  
総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。  
以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。
- 2番 議案第56号の番号2について報告いたします。  
令和2年12月23日、私と副の松崎（秀）委員は、申請人代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。  
当該農地の現況は草刈等で耕作できる農地と一部非農地相当です。  
農地の区分については、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない、約0.4haと小集団の生産性の低い農地であるので、第2種農地のその他の農地と判断しました。  
資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。  
許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。  
転用事業面積の妥当性は、妥当です。  
災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。  
総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。  
以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。
- 6番 議案第56号の番号3について報告いたします。  
令和2年12月19日、私と副の東峯委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。  
当該農地の現況は耕作中の農地です。  
農地の区分については、農用地区域内農地であるが、農業振興地域の整備に関する法律第8条第4項に規定する農用地利用計画において指定された用途に供するので、農用地区域内農地の農用地利用計画指定用途と判断しました。  
資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。  
許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。  
転用事業面積の妥当性は、妥当です。  
災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。  
総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。  
以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。
- 6番 議案第56号の番号4について報告いたします。  
令和2年12月19日、私と副の東峯委員は、申請人代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。  
当該農地の現況は非農地相当です。  
農地の区分については、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められている区域内にある農地であるので、第3種農地の都市計画用途地域内農地と判断しました。  
資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

7番 議案第56号の番号5について報告いたします。

令和2年12月20日、私と副の鳩野委員は、申請人代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。

当該農地の現況は草刈等で耕作できる農地です。

農地の区分については、日置市役所日吉支所から約340mに位置する農地であるので、第2種農地の500m以内農地と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

8番 議案第56号の番号6について報告いたします。

令和2年12月21日、私と副の中玉利委員は、申請人代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。

当該農地の現況は非農地相当です。

農地の区分については、日置市役所本庁から約460mに位置する農地であるので、第2種農地の500m以内農地と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

11番 議案第56号の番号7について報告いたします。

令和2年12月23日、私と副の春成委員は、申請人代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。

当該農地の現況は草刈等で耕作できる農地です。

農地の区分については、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない、約0.5haと小集団の生産性の低い農地であるので、第2種農地のその他の農地と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

14番 議案第56号の番号8について報告いたします。

令和2年12月19日、私と副の下池委員は、申請人代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。

当該農地の現況は草刈等で耕作できる農地です。

農地の区分については、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められている区域内にある農地であるので、第3種農地の都市計画用途地域内農地と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

16番 議案第56号の番号9について報告いたします。

令和2年12月23日、私と副の檜物委員は、申請人代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。

当該農地の現況は草刈等で耕作できる農地と一部非農地相当です。

農地の区分については、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない、約0.5haと小集団の生産性の低い農地であるので、第2種農地のその他の農地と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

17番 議案第56号の番号10について報告いたします。

令和2年12月21日、私と副の本村委員は、申請人代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。

当該農地の現況は非農地相当です。

農地の区分については、10ha以上の集団内の農地であるが、申請地の周囲50m以内に3戸以上あり、集落に接続して一般住宅を建築するので、第1種農地の集落接続施設と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

19番 議案第56号の番号11について報告いたします。

令和2年12月23日、私と副の西園委員は、申請人代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。

当該農地の現況は非農地相当です。

農地の区分については、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない、約0.1haと小集団の生産性の低い農地であるので、第2種農地のその他の農地と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

会長 はい、ありがとうございました。議案第56号のすべての案件について、許可相当との報告をいた

だきました。何かご質疑等ございませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ございませんので、議案第56号のすべての案件について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数ですので、議案第56号のすべての案件について許可することに決定しました。

次に、日程第6、議案第57号農用地利用集積計画審議を議題といたします。

はじめに、議事参与制限の案件を先に審議します。

会長 横山 義晴委員が関係する案件を審議しますので、退席をお願いします。

12番 [退席]

会長 事務局の説明を求めます。

事務局 31頁の番号12です。貸借です。

これにつきましては、横山委員が法人の役員を務める関係上、議事への参与を制限しております。面積について、田はなし、畑は946㎡、計946㎡、うち再設定面積は946㎡、利用権設定件数は1件、うち再設定件数は1件です。

本案の農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号に定める要件に合致していると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしくをお願いします。

会長 はい、ありがとうございます。何かご質疑等ございませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ございませんので、議案第57号の横山委員が関係する番号12の案件について、計画案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第57号の横山委員が関係する番号12の案件は、計画案どおり決定しましたので、市長へ、その旨、答申します。

横山委員に着席の連絡をしてください。

12番 [着席]

会長 次に、馬場五男委員が関係する案件を審議しますので、退席をお願いします。

7番 [退席]

会長 事務局の説明を求めます。

事務局 32頁の番号16、番号17です。貸借です。

面積について、田は925㎡、畑は2,082㎡、計3,007㎡、うち再設定面積は925㎡、利用権設定件数は2件、うち再設定件数は1件です。

本案の農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号に定める要件に合致していると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしくをお願いします。

会長 はい、ありがとうございます。何かご質疑等ございませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ありませんので、議案第57号の馬場委員が関係する番号16、番号17の案件について、計画案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第57号の馬場委員が関係する番号16、番号17の案件は、計画案どおり決定しましたので、市長へ、その旨、答申します。

馬場委員に着席の連絡をしてください。

7番 〔着席〕

会長 次に、東芳男委員が関係する案件を審議しますので、退席をお願いします。

11番 〔退席〕

会長 事務局の説明を求めます。

事務局 33頁の番号19、番号20、番号21です。貸借です。

これにつきましては、東委員が法人の役員を務める関係上、議事への参与を制限しております。面積について、田はなし、畑は3,857㎡、計3,857㎡、うち再設定面積は3,857㎡、利用権設定件数は3件、うち再設定件数は3件です。

本案の農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号に定める要件に合致していると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしくをお願いします。

会長 はい、ありがとうございました。何かご質疑等ございませんか。

議場 〔質問・意見等なし〕

会長 質疑等ありませんので、議案第57号の東委員が関係する番号19から番号21の案件について、計画案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 〔賛成多数〕

会長 賛成多数です。議案第57号の東委員が関係する番号19から番号21の案件は、計画案どおり決定しましたので、市長へ、その旨、答申します。

東委員に着席の連絡をしてください。

11番 〔着席〕

会長 次に、永野彰一委員が関係する案件を審議しますので、退席をお願いします。

34番 〔退席〕

会長 事務局の説明を求めます。

事務局 35頁の番号30、番号31です。貸借です。

面積について、田はなし、畑は2,346㎡、計2,346㎡、うち再設定面積はなし、利用権設定件数は2件、うち再設定件数はなしです。

本案の農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号に定める要件に合致していると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしくをお願いします。

会長 はい、ありがとうございました。何かご質疑等ございませんか。

議場 〔質問・意見等なし〕

会長 質疑等ありませんので、議案第57号の永野委員が関係する番号30、番号31の案件について、計画案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 〔賛成多数〕

会長 賛成多数です。議案第57号の永野委員が関係する番号30、番号31の案件は、計画案どおり決定しましたので、市長へ、その旨、答申します。

永野委員に着席の連絡をしてください。

34番 〔着席〕

会長 次に、春成勝美委員が関係する案件を審議しますので、退席をお願いします。

19番 〔退席〕

会長 事務局の説明を求めます。

事務局 農地中間管理機構分です。39頁の番号5、番号6です。貸借です。

これにつきましては、春成委員と農業経営が同一であるという関係上、議事への参与を制限しております。

面積について、田はなし、畑は1,722㎡、計1,722㎡、うち再設定面積は1,722㎡、

利用権設定件数は2件、うち再設定件数は2件です。

本案の農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号に定める要件に合致していると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしく申し上げます。

会長 はい、ありがとうございました。何かご質疑等ございませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ありませんので、議案第57号の春成委員が関係する番号5、番号6の案件について、計画案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第57号の春成委員が関係する番号5、番号6の案件は、計画案どおり決定しましたので、市長へ、その旨、答申します。

春成委員に着席の連絡をしてください。

19番 [着席]

会長 次に、議案第57号農地利用集積計画の議事参与制限以外の案件を審議します。

事務局の説明を求めます。

事務局 まず、所有権移転から先に説明いたします。

資料の28頁です。面積について、田はなし、畑は500㎡、計500㎡、利用権設定件数は1件です。

次に、利用権設定分です。資料の29頁から36頁です。貸借です。

面積について、田は14,133㎡、畑は23,989㎡、計38,102㎡、うち再設定面積は18,973㎡、利用権設定件数は24件、うち再設定件数は10件です。

最後に、農地中間管理機構分です。資料の37頁から39頁です。貸借です。

面積について、田は1,092㎡、畑は13,338㎡、計14,430㎡、うち再設定面積は13,511㎡、利用権設定件数は4件、うち再設定件数は3件です。

本案の農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号に定める要件に合致していると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしく申し上げます。

会長 はい、ありがとうございました。何かご質疑等ございませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ございませんので、議案第57号農地利用集積計画の議事参与制限以外の案件について、計画案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第57号農地利用集積計画の議事参与制限以外の案件は、計画案どおりに決定しましたので、市長へ、その旨、答申します。

次に、日程第7、議案第58号非農地証明願出書審議を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 資料の40頁をご覧ください。1件です。

非農地に至った理由及び現在の状況について説明します。

番号1については、20年以上経過した宅地です。

以上、計1件、日置市非農地証明書交付要綱第3条に該当するので、非農地として証明することが相当と考えます。

説明を終わります。ご審議よろしく申し上げます。

会長 現地調査員の報告をお願いします。

14番 議案第58号の番号1について報告いたします。

令和2年12月19日、私と副の下池委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。  
当該農地の現況は非農地相当です。  
認定基準の該当項目は、2号宅地で農地として利用できない土地です。  
総論としまして、非農地証明書交付要綱第3条に該当しているので非農地として証明することが相当であると判断しました。  
以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

会長 はい、ありがとうございました。非農地として証明することが相当であると報告をいただきました。  
何かご質疑等は、ございませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ございませんので、議案第58号のすべての案件について、非農地として証明することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数ですので、議案第58号のすべての案件について、非農地として証明することに決定しました。

以上で、本日のすべての審議は終了いたしました。閉会のあいさつを会長代理お願いします。

2番 令和2年度12月総会を閉会します。

( 閉会 10時30分 )

この議事録が真正なものと認め、ここに署名する。

会 長 ..... (印)

14番 ..... (印)

15番 ..... (印)